

<標準様式第1-5> 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	除籍簿	
行政機関等の名称	須賀川市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍内の全員がその戸籍から除かれたものを戸籍簿とは別に管理を行い、親族関係を公証するため	
記録項目	1本籍、2筆頭者、3氏名、4出生の年月日、5戸籍に入った原因及び年月日、6実父母の氏名及び実父母との続柄、7養子である時は、養親の氏名及び養親との続柄、8夫婦については、夫又は妻である旨、9従前戸籍、10身分事項	
記録範囲	須賀川市に本籍を有したことがある者	
記録情報の収集方法	届出人、他市区町村など	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	福島地方法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 須賀川市総務部行政管理課	
	(所在地) 〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備 考	長沼ＳＣ、岩瀬ＳＣ、稲田ＳＣ、小塩江市民ＳＣ、大東ＳＣ、仁井田ＳＣ、梓衝市民ＳＣにおいても市民課窓口と同様に利用、作成を行う。